

新潟県企業局内部統制基本方針

地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定の趣旨を踏まえ、効率的かつ効果的な事業の遂行や、事務処理の適正性を確保するとともに、公営企業の健全な経営を目指すため、内部統制体制を構築し、次の取組を推進します。

1 内部統制の目的と取組の視点

(1) 事業の効率的かつ効果的な遂行

公営企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に貢献することができるよう、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、適正な財務事務の実施に取り組めます。

(2) 資産の適切な管理

企業局の用に供する資産（固定資産のほか、知的財産等の無形資産等を含む。）について、適切な手続きに基づき取得、管理及び処分します。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務（法第150条第1項第1号の準用）とします。

なお、内部統制の対象事務とはしませんが、業務マネジメント、文書管理及び情報管理に関する事務についても、知事部局の取組を参考として、適切に実施するよう努めます。

3 内部統制の推進体制

内部統制を推進し、有効に機能させるため、次のとおり体制を整備し取り組めます。

(1) 企業局全体の推進・評価体制の整備

ア 企業局長を議長とし、次長、技監及び所属長を構成員とする「内部統制推進・評価会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、意識の共有を図るとともに、内部統制の運用状況について審議します。

なお、推進会議は、局議の開催に合わせて開催することとします。

イ 総務課長補佐を実務責任者とする「内部統制推進・評価チーム」を設置し、企業局全体の内部統制の推進・評価体制の整備及び運用を行います。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、企業局ホームページ等に公表します。

4 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果や評価会議での意見等を踏まえ、必要に応じて内部統制制度等を見直します。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史